

随意契約理由書

1 業 務 名	阪神高速企画割引販売システム構築業務
2 業 者 名	株式会社 J T B
3. 随意契約理由	本業務は、阪神高速企画割引商品の申込受付、沿道観光施設入場券等とのセット販売、申込状況管理画面の運用及び申込状況のデータ出力など、阪神高速企画割引の販売に係る一連の業務を実施するための、クラウド型サービスの提供を受けるために必要なシステム構築を実施するものである。 本業務を行うにあたっては、 ①観光施設等の連携先を多数保有し、それら施設等のチケットと当社の企画割引商品を結び付け、これらをセットで販売するソリューションを構築し、かつ当社に提供することが可能であること ②当社のクラウドサービス選定の基本方針に基づいたセキュリティ要件を満足するクラウド型サービスを利用して、本システムを構築することができること が、契約相手方に求められる。 株式会社 J T B は、 ①株式会社 J T B が提供するクラウド型サービス「地域共創基盤」は、地域でのデジタルビジネスの創造を支援し、持続可能な地域社会の発展につなげる取組を推進するためのソリューションであり、観光分野におけるデータの積極的な利活用により誘客や観光客の消費を促す論理的な検証を行う仕組みであるため、阪神高速企画割引の一連の業務との関連性が大きく、当社の企画割引商品と観光施設等を結び付けてセットで当社に提供することが可能である ②「地域共創基盤」は上記①の条件を満たすもののうち唯一、当社が制定する情報資産管理ガイドラインで求めるセキュリティ要件を満足していることが認められるクラウド型サービスであり、これを利用して本システムを構築することができる 本業務の実施にあたり、株式会社 J T B が有する特殊な技術が必要不可欠であることから、本業務の契約相手方として、株式会社 J T B を選定し、株式会社 J T B 以外の参加者の有無を確認する公募手続きに付したところ、参加意思確認書の提出者がいなかった。 よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により株式会社 J T B と随意契約するものである。 以 上
阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号の規定による。	